

## Ⅶ 学校給食関係事務

### 1 国庫補助金等関係

#### (1) 学校施設環境改善交付金

学校給食施設設備の整備にかかる国の補助は、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定）に定められている。

地方公共団体が作成した義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金である。

#### ア 学校給食施設整備事業の概要等

##### (7) 趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な設備の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図る。

##### (4) 国庫補助事業者

地方公共団体（都道府県・市町村（組合を含む））

##### (7) 事業の概要、交付金の算定割合

国庫補助事業細目		算定割合	概 要	附 帯 施 設
公 立 の 義 務 教 育 諸 学 校	学校給食施設の 新增改築	新增築： 1／2  改築： 1／3	学校給食を開設するため給食施設をドライシステムにより新增築する事業  老朽化等により給食施設をドライシステムにより改築する事業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かくはん機、野菜裁断機、球根皮剥機、揚物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理機、エアカーテン、エアシャワー、手指殺菌機（共同調理場の場合、厨芥処理機、自家発電機、廃水処理施設を含む。）
	炊飯給食施設の 新增築	1／2	炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新增築する事業	炊飯器、洗米機、納米庫（米びつ）、食器浸漬槽
	アレルギー対策 室の新增改築	新增築： 1／2  改築： 1／3	学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新增築する事業	

## (I) 交付金の算定方法

[配分基礎額<sup>※1</sup>×算定割合] と [事業に要する経費の額<sup>※2</sup>×算定割合] を比較<sup>※3</sup>して  
少ない方の額 + 事務費 = 交付金

※1 配分基礎額 = [基準面積 (児童生徒数による) × 建築単価 (国が定める額) ]

※2 事業に要する経費の額 = [実工事費 (対象外経費を除いた対象工事分) ]

全工事費のうち交付金の算定対象となる工事費  
(学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について〈参考〉)  
\* 基準面積以上に実施する単独分の面積は対象外であるため、基準面積を超える部分に係る経費は  
対象外経費

※3 地方公共団体ごとに交付するものであるため、施設整備計画に記載された交付対象事業  
全体で比較する。

## イ 交付金に係る手続

### (7) 次年度の事業量の提出

文部科学省においては、交付金を受ける年度の前年度において、各地方公共団体の次年度の事業量の状況把握を行っている。

この次年度の事業量を基礎として、交付金の予算に係る概算要求等を行っているところであり、申請を予定している地方公共団体においては、内容を十分検討し必要な財源の見通しをもった上で、当該次年度事業量を提出することが重要である。

### (4) 施設整備計画の作成・提出

地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、計画を作成しなければならない。

計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあつては、都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

### (7) 申請等の手続

#### a 交付申請・交付決定

地方公共団体は、内定を受けたものについて「学校施設環境改善交付金交付申請書」を提出し、文部科学大臣は、この提出された交付申請書を審査して交付対象事業の目的及び内容等が適正なものと認めるときは交付決定を行う。

#### b 交付対象事業の実施

地方公共団体は、交付対象事業の遂行の状況に関し、「状況報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出しなければならない。

#### c 交付対象事業の廃止及び内容変更

##### ・ 事業廃止

交付対象事業者が、交付決定の内容を廃止しようとする場合には、「学校施設環境改善交付金交付事業廃止承認申請書」を文部科学大臣に提出しなければならない。

##### ・ 内容変更

交付対象事業者が、交付決定の内容を変更しようとする場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならないものと、承認を要せずに変更しうるものがある。

承認を要する事項を変更する場合、交付決定の内容の変更にあつては、「学校施設環境改善交付金交付決定内容変更承認申請書」を提出する。

また、工事の期間を延長する場合は「交付金交付事業工期延長報告書」、危険建物等の取壊しを延期する場合は「危険建物等の取壊し延期承認申請書」、危険建物等を保存する場合は「危険建物等の取壊し免除承認申請書」をそれぞれ提出する。

#### d 実績報告

交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出する。

#### e 額の確定

額の確定とは、交付すべき交付金の額を確認することをいい、これによって交付金の精算ができることとなっている。この額の確定は、文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）が行う。

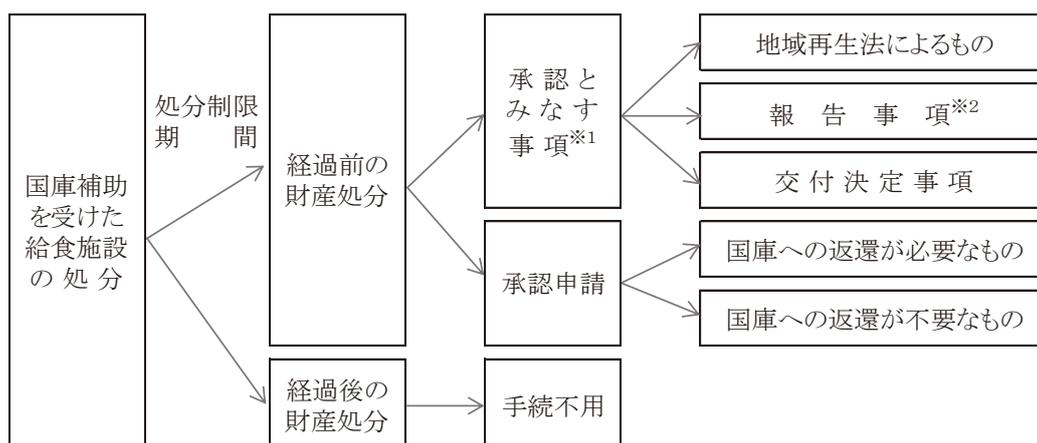
### (I) 事後評価

地方公共団体は、施設整備計画の計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに文部科学大臣（市町村にあつては、都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

## ウ 財産処分

### (7) 概要等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、公立学校施設整備費補助金等の交付を受けて取得した財産（建物、用地等）を交付金等の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、貸付け又は取壊しなどを行う場合は、交付金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び文部科学大臣が定める期間（処分制限期間）を経過した場合を除き、文部科学大臣の承認が必要となる。



※1承認とみなす事項（包括承認事項）は、国庫納付を必要とせず承認するもの

※2報告事項

次に掲げる財産処分、財産処分報告書を文部科学大臣に提出した場合については、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱われる。

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分

- ・ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの
- ・ 下表に掲げる財産処分

<p>1 災害等により全壊した建物の取壊し等</p> <p>(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄</p> <p>(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物(事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。)のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物(事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。)のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し</p> <p>(5) 単独で改築する建物の取壊し(当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。)</p> <p>(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄</p> <p>(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備の廃棄</p> <p>2 公共用又は公用に供する施設への転用(営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。)のうち、次の事項に該当するもの</p> <p>(1) 統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用</p> <p>(2) 学校給食の円滑な実施には著しく不適当で、その改築等が国庫補助の対象となった建物等の転用</p> <p>3 事情変更に伴う建物区分の変更</p>
---

#### (イ) 承認等の手続

令和6年5月31日付け6文科施第169号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)による。

<補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表>

a 施設

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間（年）	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
公立学校施設整備補助金（学校給食施設整備費）	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブロック造	その他	45	38
			金属造（骨格材の肉厚が 4mmを超えるもの）	S	40	34
			金属造（骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの）	S	30	27
			金属造（骨格材の肉厚が 3mm以下のもの）	S	20	19
			木造	W	24	22
			木骨モルタル造	その他	22	20
安全・安心な学校づくり交付金	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造（骨格材の肉厚が 4mmを超えるもの）	S	28	25
			金属造（骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの）	S	20	19
			金属造（骨格材の肉厚が 3mm以下のもの）	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10
学校施設環境改善交付金 等	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブロック造	その他	32	28
			金属造（骨格材の肉厚が 4mmを超えるもの）	S	28	25
			金属造（骨格材の肉厚が 3mmを超え4mm以下のもの）	S	20	19
			金属造（骨格材の肉厚が 3mm以下のもの）	S	15	14
			木造	W	12	11
			木骨モルタル造	その他	10	10

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（昭和60年3月5日 文部省告示第28号）

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成14年3月25日 文部科学省告示第53号）

b 設備

補助事業等名	処分制限財産の名称等		処分制限 期間（年）	根拠
	区分	学校給食設備名		
公立学校施設整備 費補助金（学校給 食施設整備費）	附帯A	かま	5	器具及び備品／食事又は厨房用品／ その他のもの
		上流し	5	
		下流し	5	
		調理台	5	
		食器洗浄機	9	機械及び装置／給食用設備
		食器消毒保管機	9	
		ポイラー	9	
		かくはん機（ミキサー）	9	
		野菜裁断機	9	
		球根皮むき機	9	
		揚物機	9	
		焼物機	9	
		蒸物機	9	
		冷蔵庫	9	
安全・安心な学校 づくり交付金	附帯A	真空冷却機	9	
		中心温度管理機能付調理機	9	
		エアカーテン	12	
学校施設環境改善 交付金	附帯A	エアシャワー	12	建物附属設備／エアカーテン
		手指殺菌機	8	
等	附帯B	厨芥処理機	9	機械及び装置／給食用設備
	附帯C	自家発電機	15	機械及び装置／内燃力又はガスター ビン発電設備
	附帯D	廃水処理施設【R造】	30	構築物／汚水処理用のもの／R造のも の
		廃水処理施設【S造】	15	構築物／汚水処理用のもの／S造のも の
	炊飯設備	炊飯機	9	機械及び装置／給食用設備
洗米機	9			
納米庫（米びつ）	9			
食器浸湿槽	9			

※参考「補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成14年3月25日 文部科学省告示第53号）

(2) 要保護児童生徒援助費補助金

市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助する。

ア 対象となる市町村

- ① 小学校又は中学校を設置する市町村
- ② 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届け出を完了している市町村で、現に学校給食を実施している市町村
- ③ 補助対象保護者に対して、学校給食費の2分の1以上の補助を行う市町村
- ④ 補助金の申請時において、③の補助に要する予算を議決していること又は議決確実である市

町村

## イ 対象となる学校給食費

保護者から学校給食費として徴収される実費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは含まない。）

## ウ 対象となる保護者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

ただし、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合である保護者を除く。

## エ 認定の事務手続

### (7) 世帯票の作成

市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校長又は民生委員等が就学援助を必要とすると認める者について、教育的立場からの学校長の意見に基づき世帯票を作成する。

### (4) 要保護者の認定

教育委員会は、世帯票に基づき、3月末日（ただし、新たに小学校に入学する者については4月末日）までに要保護の認定を終了する。また、要保護の認定終了後はすみやかに当該世帯票の一部を学校長に送付してその結果を知らせ、一部を認定台帳として教育委員会に保管する。

なお、転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、その都度すみやかに追加認定を行う。

また、前年度において要保護児童生徒として認定された者が、新年度においても引き続き援助を必要とする場合は前年度における世帯票の継続報告欄及び継続認定欄を使用して行う。この場合において家庭状況等に変動がある場合は、家庭状況変動欄へ変動の事由を記入する。

### (7) 進学又は転学の場合の取扱

小学校6学年の要保護児童が、同一市町村内の中学校へ入学する場合は、教育委員会は当該児童に係る世帯票を回収し、その者が入学する中学校の学校長に世帯票を送付する。同一市町村内における転学についても同様とする。

### (1) 年度の中途における認定の取り消しについて

要保護児童生徒として認定された者が、年度の中途において世帯の経済状況の好転又は設置者が異なる学校への転学、死亡等により援助を必要としなくなった場合において、その者の認定を取り消すときは世帯票の認定取消しの場合欄にその理由を記入し、また継続報告欄および継続認定欄に「 年 月 日取り消し」と朱書し、当該世帯票を一定期間保存する。

## オ 補助金の支給

### (7) 就学援助費支給計画通知書の作成

教育委員会は要保護児童生徒の個人ごとの支給予定額を決定したのち「就学援助費支給計画通知書」を作成し、これを4月末日までに学校長に通知するとともに、学校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助費を受けることとなったことをすみやかに連絡する。

### (4) 要保護者への補助の支給

要保護者への補助の支給は年度の当初から開始し、3月末日までに完了させる。補助の支給に関しては、要保護者の児童生徒に劣等感や卑屈感を抱かせることのないように、細心の注意

を払わなければならない。なお、学校給食費の補助については、学校長が要保護者から委任を受け、その代理人として一括受理し、保管・処理をすることが望ましい。その際は、必ず委任状を作成・保存するとともに、補助支給事務完了後はすみやかに委任事務が終了したことを保護者に連絡する。また教育委員会は、校長が要保護者から委任を受けている場合は、その学校に対し定時及び随時に、適切な方法により経理事務の監査を行う。

#### (フ) 就学援助費個人支給明細書の作成

教育委員会が直接給与事務を行う場合は教育委員会が、学校長が教育委員会の補助機関として就学援助費を取り扱う場合は当該学校長が、それぞれ「就学援助費個人支給明細書」を備え付ける。

#### (イ) 支給に伴う証拠書類等の整理保存

補助金支給の証拠として、保護者の請求書及び受領書、個人支給明細書、世帯票、支給計画通知書等を整理保存しておかなければならない。

### カ 国庫補助金申請事務

(ア) 事業計画の概要の提出	国の補助を受けようとする市町村は、事業計画の概要を別に通知する日までに県教育委員会へ提出する。補助金の内定の資料となるため、十分留意し正確を期さなければならない。
↓	
(イ) 補助金の内定	市町村は、文部科学省からの通知に伴い、県教育委員会から市町村教育委員会へ内定額の通知が行われる。
↓	
(ウ) 補助金の交付申請	補助金交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出する。
↓	
(エ) 補助金の交付決定	文部科学大臣は、交付申請書を審査の上、交付決定を行い、県教育委員会を通じて該当市町村に通知する。
↓	
(オ) 状況報告書の提出	市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があった場合、県教育委員会に状況報告書を提出する。
↓	
(カ) 実績報告書の提出	市町村は、補助事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を県教育委員会に提出する。
↓	
(キ) 補助金の額の確定	県教育委員会は(カ)により提出された実績報告書の内容を審査して、適正であると認めるときは、当該市町村に対して補助金の額を確定・通知する。
↓	
(ク) 補助金の請求・精算払	県教育委員会から、額の確定通知を受けた市町村は、県会計管理者に対し、請求書に精算払内訳書、事業精算調書、交付決定通知書の写し、実績報告書の写し、額の確定通知書の写し等を添付して補助金の支払いを受ける。

### キ 準要保護者に係る就学援助費について

平成17年度から、三位一体改革により、準要保護者に係る国庫補助金は廃止され、対象が要

保護者に限定された。準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されている。各市町村は、準要保護者に係る就学援助についても適切に実施するとともに、関係書類を整理保存しておくこと。

#### ク 就学援助の趣旨及び申請手続について

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）の趣旨に則り、市町村教育委員会はできるだけ多くの広報手段等を通じて、保護者に対して就学援助の趣旨及び申請手続について引き続き周知徹底を図ること。

### (3) 特別支援教育就学奨励費（学校給食費）

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校及び小・中学校への就学に要する経費の一部を支弁する制度である。

なお、本制度における学校給食費とは、学校給食法第11条第2項または特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第2項に定める学校給食費をいう。

#### ア 特別支援学校

小学部・中学部・高等部（専攻科を除く）の保護者等に対して特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、幼稚部及び高等部専攻科の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

##### (7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

- ・ I区分（収入額が需要費の1.5倍未満） … 全額
- ・ II区分（収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満） … 2分の1
- ・ III区分（収入額が需要額の2.5倍以上） … 支給なし

##### (4) 費用の負担

県が校長を通して保護者等に支給する。

県の支給額の2分の1を国が補助する。

#### イ 小・中学校

特別支援学級及び通常の学級（学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒に限る）の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

##### (7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

- ・ I区分（収入額が需要費の1.5倍未満） … 2分の1
- ・ II区分（収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満） … 2分の1
- ・ III区分（収入額が需要額の2.5倍以上） … 支給なし

##### (4) 費用の負担

市町村が校長を通して保護者等に支給する。（市町村が直接支給しても良い）

市町村の支給額の2分の1を国が補助する。